

# 一宮市電気自動車用普通充電設備等導入事業 - 公募型プロポーザル実施要領 -

## 1 目的

一宮市は、令和 5 年 2 月に「ゼロカーボンシティ宣言」を表明し、2050 年二酸化炭素実質排出量ゼロの実現を図るため、市民・事業者・行政が協働し、脱炭素社会実現に関する取組を推進している。

今後、電気自動車（以下「EV」という。）の普及に寄与するため、一宮市（以下「市」という。）が所有する施設にEV普通充電設備を設置する事業者の選定について、公募型プロポーザル方式により行うこととし、その実施方法等必要な事項を定める。

## 2 事業の概要

### (1) 事業の名称

一宮市電気自動車用普通充電設備等導入事業（以下「本事業」という。）

### (2) 事業の内容

事業者は、市が所有する施設の駐車場を活用し、事業者の自己資本によりEV普通充電設備の整備に必要な配線工事等を含む充電設備一式（以下「EV充電設備等」という。）の設置、維持管理及び事業運営を行う。

市は、所有する施設の駐車場を事業者に貸し付け、EV充電設備等の設置に伴う用地等の使用を許可する。

なお、本事業の詳細は、別紙「一宮市電気自動車用普通充電設備等導入事業（公募型プロポーザル仕様書）」（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

### (3) 事業の期間

事業期間は、EV充電設備等の利用を開始した年度から起算して 10 年間とし、事業期間中は事業者の責任において、EV充電設備等の維持管理及び運営を行うものとする。なお、事業期間終了後の取扱いは双方の協議によるものとする。

### (4) 行政財産の使用料

EV充電設備等を設置する用地等に係る行政財産の目的外使用料については、一宮市行政財産の目的外使用に係る使用料条例（昭和 62 年条例第 4 号）第 5 条 第 1 項の規定に基づき、原則、免除するものとする。

## 3 事業者選定の方法

公募型プロポーザル方式により、本事業を受託するに最も適した事業者を選定するものとする。

#### 4 要領等の閲覧及び日程

##### (1) 所管課

一宮市 環境部 環境政策課

〒491-0201 一宮市奥町字六丁山 52 番地 環境センター北館

電話番号 0586-45-9953

メールアドレス [kankyoseisaku@city.ichinomiya.lg.jp](mailto:kankyoseisaku@city.ichinomiya.lg.jp)

##### (2) 本要領等の閲覧期限及び閲覧方法

閲覧期限 令和 5 年 12 月 19 日 (火) まで

閲覧方法 一宮市環境センター北館の窓口又は市公式ウェブサイトにて閲覧可能。ただし、一宮市環境センター北館の窓口にて閲覧する場合は、土曜日、日曜日を除く 8 時 30 分から 17 時 15 分までとする。

##### (3) 日程

	項目	日程
1	参加表明及び企画提案等に係る質問受付期限	令和 5 年 12 月 8 日 (金)
2	参加表明及び企画提案等に係る質問回答期限	令和 5 年 12 月 12 日 (火)
3	参加表明書及び企画提案等の提出期限	令和 5 年 12 月 19 日 (火)
4	審査結果の通知	令和 5 年 12 月 27 日 (水)

#### 5 参加資格条件

本プロポーザルに参加する者（以下「参加申込者」という。）は、仕様書等の趣旨を理解し、本事業に関する実績と能力がある事業者で、参加表明書を提出する時点において、次の事項をすべて満たすものとする。

- (1) 「令和 4・5 年度 一宮市入札参加資格者名簿（物品等）」の入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に該当しないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立をしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立をしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (4) 法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (5) 法人格を有し、本業務を円滑に遂行できること。

- (6) 本業務と同種又は類似の業務について、実績を有すること。
- (7) 一宮市が行う事務又は事業からの暴力団等の排除に関する合意書（平成 24 年 12 月 18 日付け一宮市長・愛知県一宮警察署長締結）に基づく排除措置を受けていないこと。
- (8) 一宮市建設工事等請負業者指名停止措置等に関する要領（平成 13 年 4 月 1 日制定）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。

## 6 参加表明及び企画提案等に関する質問

### (1) 質問方法

本要領、仕様書、一宮市電気自動車用普通充電設備等導入事業（公募型プロポーザル企画提案書作成要領及び審査基準）（以下「作成要領及び審査基準」という。）に関する質問がある者は、電子メールにより質問書（様式第 1 号）を提出すること。

### (2) 提出期限

令和 5 年 12 月 8 日（金）17 時 15 分必着

### (3) 提出先

一宮市 環境部 環境政策課

メールアドレス [kankyoseisaku@city.ichinomiya.lg.jp](mailto:kankyoseisaku@city.ichinomiya.lg.jp)

### (4) 回答方法

質問に対する回答は、令和 5 年 12 月 12 日（火）17 時 15 分までに電子メールにて回答する。

## 7 参加表明及び企画提案等の提出

### (1) 提出方法

持参、郵送（簡易書留に限る。）又は電子メールによる。なお、持参又は郵送の場合は事前に一宮市環境部環境政策課まで連絡すること。

### (2) 提出期限

令和 5 年 12 月 19 日（火）17 時 15 分必着

### (3) 提出先

〒491-0201 一宮市奥町字六丁山 52 番地 環境センター北館  
一宮市 環境部 環境政策課

### (4) 提出書類

- ① 参加表明書（様式第 2 号）
- ② 事業者概要（沿革、代表者の履歴等）（任意様式）
- ③ 企画提案書届出書（様式第 3 号）
- ④ 企画提案書（任意様式）

## (5) 提出部数

(4) ①～③については、各 1 部ずつ提出すること。

また、④については、次のとおりとする。

- ・ 正本 1 部（押印不要）
- ・ 副本 3 部（押印不要）
- ・ 電子媒体 1 部（PDF 形式又は Microsoft Office 形式とする）

## 9 審査方法

市は、参加資格条件の審査を行い、参加資格条件を満たす事業者を対象として、企画提案書等の内容について、作成要領及び審査基準に基づき審査を行う。

## 10 審査結果の通知

通知日 令和 5 年 12 月 27 日（水）

通知方法 電子メール及び書面で通知する。なお、審査結果に関する問い合わせには応じない。

## 11 本プロポーザルを辞退する場合

本プロポーザルを辞退することとなった場合は、速やかに辞退届出書（様式第 4 号）を持参又は郵送（簡易書留に限る。）により一宮市環境部環境政策課へ提出すること。

なお、辞退は自由であり、辞退しても以後における不利益な扱いはない。また、郵送する場合は、事前に一宮市環境部環境政策課へ連絡すること。

## 12 失格等

参加者が、次のいずれかに該当すると本市が判断した場合は失格とする。

- (1) 提出書類を指定した期限内に提出（到達）しなかった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (4) 協定締結の日までに一宮市入札参加指名停止の措置を受けた場合
- (5) その他本要領を遵守しない場合

## 13 協定締結

優先交渉権者と協定書の締結を調印式により執り行い、本事業を広く内外に周知することとしていることから、優先交渉権者はこの主旨を踏まえ、調印式等に協力するものとする。